

紀美野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年6月10日

紀美野町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

紀美野町においては中山間地域に位置し、急峻な地形上まとまった農地を有しないために規模の拡大ができず、小規模でかつ、兼業農家を中心を占める状況にある。平地と傾斜地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じたとりくみを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

紀美野町は東西に流れる貴志川に沿って拓けた町であり、地形的に東西に細長く、地域による気象条件の差が大きいことから、農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

さらに、町全域において、傾斜畑の果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく。担い手への農地利用の集積・集約化においては、多様な担い手を対象とし、農業委員会による斡旋や、必要に応じ農地中間管理事業など、現行施策を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上の観点から地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、紀美野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされていることから、これに併せて概ね令和7年を目標とし、本町で策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月）」に即した目標設定を行い、農業委員及び推進委員の改選期に達成状況、その他社会情勢を踏まえ検証・見直しを行なう。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務局の実施状

況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和 2 年 3 月)	7 8 9. 3 ha	1 7. 3 ha	2. 9 2 %
3 年後の目標 (令和 5 年 3 月)	7 8 5. 7 ha	1 6. 5 ha	2. 1 %
目 標 (令和 7 年 3 月)	7 8 2. 1 ha	1 5. 6 ha	2. 0 %

注 1 : 遊休農地 1 7. 3 ha は、全てが A 分類農地であり、再生により 1 ha 減を目標とする。

注 2 : 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積を記入

注 : 令和 7 年の目標として、非農地化、担い手への集積、再生等により解消し、現状の管内農地面積に対する遊休農地面積の割合を維持する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用意向調査と利用状況調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制又は、チーム制による農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行なっていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に

かかわらず、適宜実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行なう。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地中間管理機構に情報提供すると共に、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

○遊休農地に係る利用意向調査を実施し、農地の状況等を農地中間管理機構へ情報提供を行なう。

○町と連携して、遊休農地の利用増進を図るための方策を検討する。

③ 非農地判断について

○利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、地域の意向を確認し「非農地判断」の基準等を検討するなど、守るべき農地を明確化するため、慎重に取り組む。なお、A分類（再生利用可能）に区分された農地のうち、農地中間管理機構に情報提供を行い、借り受け困難と判断された荒廃農地についても農地所有者からの申し出等に応じて非農地判断について検討する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年 3月)	789.3ha	194ha	25.6%
3年後の目標 (令和5年 3月)	785.7ha	234ha	29.8%
目 標 (令和7年 3月)	782.1ha	274ha	35.0%

注1：和歌山県で策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」における県全体の集積目標50%（紀北地域42%）の実現のため、紀美野町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月）」に即し35%を集積目標とす

る。

注2：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和2年 3月)	774戸 (68戸)	61 経営体	4 経営体	10 経営体	経営体
3年後の目標 (令和5年 3月)	725戸 (62戸)	65 経営体	4 経営体	12 経営体	経営体
目 標 (令和7年 3月)	700戸 (56戸)	65 経営体	4 経営体	14 経営体	経営体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、平成29年～30年近畿農林水産統計年報の数値を記入する。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、担い手への農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

また、マッチング後の営農が円滑に行なえるよう農業委員会、町、農協等が連携しフォローアップに努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は、受け手がない地域では、簡易な基盤整備事業の活用と併せて法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和2年 3月)	2 人	0 法人
3年後の目標 (令和5年 3月)	6 人	0 法人
目 標 (令和7年 3月)	10 人	1 法人

注：新規参入については、紀美野町の「紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に即し、目標年次において個人は10人、法人1法人を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者および参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じ

て現地見学や相談会の開催に努める。

② 新規就農フェア等への参加について

○町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。

③ 農の雇用事業、農業人材力強化総合支援事業の活用、企業の農業参入について

○農の雇用事業を活用して、農業法人での就農を支援し、農業人材力強化総合支援事業を活用して、新規就農者を支援するなど、様々な施策により担い手の確保に努めていく。

また、担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理事業も活用して、積極的に企業の参入の推進に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。